

自治会長様

福井市自治会連合会 会長 山崎 栄一
福井を美しくする会連絡協議会 会長 三田村 光昭
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会
会長 西行 茂

「春の福井市を美しくする運動」の実施について

時下、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、市民憲章運動の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、清潔で美しいまちづくりのための市民一斉清掃運動であります『春の福井市を美しくする運動』を下記の期間に実施いたします。この運動は、福井市自治会連合会、福井を美しくする会連絡協議会、不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会の提唱により、年3回（7月（夏）、11月（秋・冬）、3月（春）の第2日曜日から第3日曜日まで）、地域などでボランティアを呼びかけて行っていただくものです。
美しくする運動実施の際は、地域の実情やそれぞれの御家庭の事情に配慮した上で参加の呼びかけをしていただきますようお願いいたします。なお、福井市を美しくする運動は、出たゴミの処理も含めて清掃運動と考えていますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和8年3月8日（日）～ 3月15日（日）
- 2 一斉清掃で出たごみの処理について
 - ・ 処理方法及び持込期間等の詳細につきましては、裏面を御確認の上、御対応願います。
 - ・ 粗大ごみの持込みの際は、自治会の印鑑（ない場合は自治会長の私印も可能）を御持参ください。
 - ・ ごみステーションに放置された粗大ごみの持込みは有料となりますので御注意ください。
 - ・ 一般家庭のごみの回収が優先となるため、ごみ袋が多数になる場合は、ごみステーションがいっぱいにならないよう御配慮願います。
 - ・ 鯖江クリーンセンターへの持込みは期間内でも有料となります。
- 3 実施報告書について
運動実施後、3月末までに、以下の二次元コードを読み取り、入力フォームから御報告していただくか、下記実施報告書を地区公民館へ御提出ください。
- 4 問合せ先（ごみの処理についてなど御不明な点がございましたら、下記所属に御連絡ください。）

★不燃粗大ごみ、一般可燃・不燃ごみに関して	★可燃粗大ごみに関して
収集資源センター 35-0052	クリーンセンター 53-8999
★市が管理する道路、側溝の泥土回収に関して	★市が管理する水路の泥土回収に関して
福井市役所 監理課 20-5555	福井市役所 河川課 20-5492
★市が管理する公園の草に関して	※事前に御連絡ください。
福井市役所 公園課 20-5460	
★上記以外の福井市を美しくする運動に関して	
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会事務局（生涯学習課内）	20-5361

『春の福井市を美しくする運動』実施報告書

自治会名 _____ 公民館名 _____

実施日	場所	参加人員
		名



運動実施後、入力フォームから御報告いただくか、この実施報告書を3月末までに地区公民館へ御提出ください。